

地域保健課事業概要

地域保健課は、母子保健、成人・老人保健、精神保健福祉、一人ひとりに応じた健康支援、栄養改善、健康づくり等広域的・専門的な事業を、管内両市をはじめ保健・医療・福祉等関係機関と連携を図りながら実施した。

保健師関係指導事業

保健師は地域保健課及び疾病対策課に配属され、管内市と連携を図りながら各種保健指導業務を実施している。また、保健活動の推進を図るとともに、市保健従事者の資質の向上を図るため管内保健担当者等業務連絡研究会を実施している。

母子保健事業

母子保健では、専門相談として遺伝相談を実施している。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」により、「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）」の第 18 条の低体重児の届出、第 19 条の未熟児の訪問指導及び第 20 条の養育医療と障害者自立支援法（平 17 法 123）」の第 54 条 1 の育成医療に係る自立支援医療費の支給の認定については、平成 25 年 4 月 1 日から全ての市町村に移譲された。

権限移譲後の市における低体重児支援の充実のために、管内周産期医療機関との連携強化を目的に母子連絡会を開催した。また、母子保健推進協議会においても病院から地域への継続支援について検討・協議を行った。

成人・老人保健事業

成人・老人保健では、健康増進事業と特定健診・特定保健指導との連携が円滑に進むよう、各市と連携を図り支援している。

介護老人保健施設の実地指導については、習志野健康福祉センター監査指導課とともに 3 施設について実施した。

一人ひとりに応じた健康支援事業

平成 24 年度まで実施していた「性差を考慮した健康支援事業」は一定の成果を見て事業終了となり、平成 25 年度からは「一人ひとりに応じた健康支援事業」として、生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができるよう、思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象に、性別やライフステージに応じた健康教室の実施や、身体的、精神的悩みを有するものを対象とした健康相談を実施している。

自殺対策推進事業

千葉県自殺対策推進計画に基づき、平成 21 年度から「地域自殺対策研究強化基金事業」により医療関係・地域保健関係・職域保健関係、警察、消防等で構成された地区連絡会議を開催するほか、自殺対策のための人材育成講演会や普及啓発事業を実施した。

また、管内市との連携により事業を効果的に展開するための担当者連絡会を開催している。

地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が連携し、生活習慣病予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に「市川・浦安 地域・職域連携推進協議会」を開催し、管内の健康課題について協議をした。また、共同事業としてポスターを作成し労働基準監督署や商工会議所等を通じ社員や一般市民への啓発活動を行なった。

健康づくり・栄養改善事業

地域における生活習慣病予防や健康づくりのため、子どもの頃からの適正な食習慣や生活習慣の定着を図ることを目指して、保育所等の栄養士・保育士等食育関係者を対象とした研修会を実施した。

健康づくりや健康増進施策の基礎資料を得るため、健康増進法に基づく国民健康・栄養調査を実施した。

給食施設個別巡回指導及び集団指導では、各施設における適切な栄養管理の推進と併せ、生活習慣病予防のための栄養管理体制整備への支援を行った。

また、栄養指導事業として潰瘍性大腸炎の食事療法についての相談会を実施し、難病患者の病態に応じた食生活支援を行った。

歯科保健事業

要介護者等の口腔の健康の維持・増進を目的として、訪問介護に従事するヘルパー等を対象とした、高齢者の口腔ケアに関する講演会を開催した。

また、難病及び障害者等について、歯科保健の重要性を理解し日常の口腔ケア等の実践促進を目的とした口腔ケア教室を開催した。

精神保健福祉事業

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（略称「精神保健福祉法」）に基づき、措置入院等に係る法施行業務を実施した。精神保健福祉に関する電話相談・来所相談・訪問を実施し、医療中断や家族のサポートの脆弱なケースに対し、受療援助を行った。また、精神科嘱託医師による定例相談・訪問を毎月実施している。

心身喪失者等医療観察法による地域ケア会議やCPA会議への参加と地域支援を実施した。

市町村支援等

市主催の要保護児童対策協議会、自殺対策関係機関連絡会議、地域ケア会議、学校保健等関係会議等に出席し、市事業が円滑に推進できるように支援した。